

岡山県がん登録事業実施要領

1 目的

岡山県がん登録事業（以下「がん登録事業」という。）は、岡山県におけるがん患者の登録を実施することにより、がんの罹患、受療状況、検診の受診状況、生存率に関する動向等の把握と解析評価を行い、もって本県におけるがん対策の評価と推進に資することを目的とする。

2 事業の実施

(1) 岡山県（以下「県」という。）は、(公社)岡山県医師会、(一社)岡山県歯科医師会、(一社)岡山県病院協会、大学病院等の医療機関及び市町村その他関係機関の協力を得て、がん登録事業を実施する。

(2) 県は、医療機関からのがん患者の届出受理、登録、集計及び分析等のがん登録事業に係る業務を国立大学法人岡山大学 岡山大学病院（以下「岡山大学病院」という。）に委託する。

岡山大学病院は、これらの業務を、岡山大学病院内の岡山県がん登録室（以下「登録室」という。）において処理するものとする。

3 届出の対象

届出の対象は、岡山県内に居住する者で、悪性新生物及び上皮内がんとされた者（疑診を除く。）とする。

4 実施の方法

(1) 届出票の配布と届出

ア 岡山県がん登録届出票（別記様式。以下「届出票」という。）は、岡山大学病院から各医療機関に配布する。

イ 県内に所在する医療機関の医師及び歯科医師は、岡山県内に居住するがん患者を診察した場合は、他の医師及び歯科医師からの届出の有無にかかわらず、届出票を登録室へ届けるものとする。

ウ 登録室では、届出票のデータをデータベースに入力することにより、登録を行う。

(2) 補充調査

県は、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定により、厚生労働大臣から承認を受けた範囲において、人口動態調査（基幹統計「人口動態統計」を作成するための調査）を利用して、死亡小票転写票による補充調査を実施する。

(3) がん検診受診状況の調査

県は、集団検診及び精密検診の精度管理を行うため、登録された患者について届出票によりがん検診受診状況を確認し、不明の者については、市町村に調査協力を求めるものとする。

(4) 生存確認調査

県は、登録された患者について生存確認を行う必要が生じた場合は、住民票照会による生存確認調査を実施する。

(5) がん登録事業の実施報告

岡山大学病院は、がん登録状況の集計及び分析の結果を、毎年、県に報告する。

(6) 手数料の支払い

岡山大学病院は、医療機関（がん診療連携拠点病院を除く。）からの届出（補充調査を含む。）に対して、1件当たり300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を、当該医療機関からの請求に基づき支払うこととする。

5 結果の公表等

県は、岡山大学病院から報告された集計及び分析の結果を取りまとめ、岡山県がん登録事業報告書を作成し、毎年、公表するものとする。ただし、個人の特定が可能となるような属性については秘匿措置を講ずる。

結果の公表に当たっては、厚生労働省が人口動態調査の確定数を公表した後とする。

また、県は、届出票を提出した医療機関等に対しては、その申請に基づき、その使用目的等を勘案の上、がん登録事業で得た情報を提供するものとする。なお、その手続きについては、別途定める。

6 秘密の保持等

(1) 秘密の遵守

がん登録事業に従事した医師その他関係者は、個々の患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守し、他に洩らしてはならない。

(2) 情報の消去

がん登録事業の補充調査に利用した帳票、人口動態調査死亡票、コピーテープ、フロッピーディスク等の電子記録媒体の使用後の処置については、統計法第33条の規定により厚生労働大臣から承認を受けた方法により実施するものとする。

7 その他

(1) 県は、岡山県がん登録審議会を設置し、罹患率、受療状況、生存率等についての解析・評価を行う。

(2) 県は、補充調査及び情報の保護の取扱いに関しては、別途定める。

(附 則)

この要領は、平成4年3月2日から施行する。

この要領は、平成4年12月18日から施行する。

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年12月25日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月2日から施行する。